## 農地中間管理事業の推進に関する 基本方針

令和 5 年 6 月 高 知 県

## 目次

第1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の 効率化及び高度化の促進に関する目標					
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	•	•	•	•	2
2	1の目標以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	2
第 2	農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3
第3	農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		3
第4	農地中間管理事業に関する啓発普及及びその他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		3
第5	地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3
第6	その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	3

高知県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第3条により、担い手が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について、基本方針を定めます。

- 第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
  - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)が利用する農用地の面積の目標については、おおむね10年先を見通し、担い手が利用する農用地面積が、地域の耕地面積に占める割合として示します。

担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村が定める基本構想水準到達者とします。

項目	目標
効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する 農用地面積の割合	おおむね 58%

2 1の目標以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の 効率化及び高度化の促進に関する目標

担い手に対する農用地の集約化を進めるため、県農地中間管理機構(以下「機構」という。)を軸に、県、市町村、市町村農業委員会、土地改良区等が一体となって担い手間の調整や圃場整備等の利用調整に取り組み、分散錯圃の解消と担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

高知県農業振興地域整備基本方針の確保すべき農用地区域内農地面積の目標達成に向け、令和12年までに0.4千 ha の荒廃農地の解消を図ります。

項目	現在 (令和元年度)	目標 (令和 12 年度)
農用地区域内の農地面積	28.7 千 ha	27.9 千 ha

## 第2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な 事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限活用します。
- 2 農地中間管理事業は、県内において作成される地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)の区域を重点的に実施し、各市町村における地域計画の作成・ 見直すことにより、担い手への農地の集積・集約化を推進します。
- 3 機構は、広域的な見地から、市町村の区域を越えて地域外から農用地等の借受け等を 希望する者の情報や意向の適切な把握に努め、市町村の求めに応じて、当該情報や意向 を提供するものとします。

## 第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- 1 機構は、市町村に農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の案の作成を求めることを基本とします。
- 2 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、 畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理等の 業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意 を得た上で業務を委託することができることとします。
- 3 機構は、地域計画の区域内の農用地等について、地域計画の達成に資するよう促進計画を定めることを基本とします。また、地域計画の地区外であっても、農業委員会から要請があった場合または市町村より促進計画案の提出があった場合には、促進計画を定めます。
- 第4 農地中間管理事業に関する啓発普及及びその他農地中間管理事業を推進するための 施策に関する事項

地域計画の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知の徹底を図ります。

第5 地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

県、機構、一般社団法人高知県農業会議、市町村(農業委員会を含む)、農業協同組合、土地改良区、株式会社日本政策金融公庫等と密接な連携の下に、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進します。

第6 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

上記に掲げる事項と併せて、高知県産業振興計画との整合性を図りながら農地中間 管理事業を実施します。